

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（５５８））
2. 日 時：平成２９年１２月２２日 １３時３０分～１５時００分
3. 場 所：原子力規制庁 ９階Ｃ会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、津金管理官補佐、照井安全審査官、日南川安全審査官、  
正岡安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、宇田川原子力規制専門職、  
郡安技術参与、竹内技術参与、山浦技術参与、高嶋原子力規制専門員

（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）

植木安全審査官

（技術基盤グループ 地震・津波研究部門）

堀野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 室長代理 他２０名

東北電力株式会社：原子力部（原子力技術） 担当

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 機器耐震技術グループ チーム  
リーダー 他２名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 担当

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 副課長

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 担当

電源開発株式会社：原子力事業本部 原子力技術部 設備技術室 担当

## 5. 要旨

- （１）日本原子力発電から、東海第二発電所の工事計画認可申請における耐震計算書、強度計算書等に係る審査の進め方について、本日提出された資料に基づき説明があった。
- （２）原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
  - 耐震計算や強度計算における事業者の考える論点を次回のヒアリングで提示するとともに、その抽出過程について早期に整理し提示すること。
  - 説明スケジュールについて、説明時期の前倒しを含めて再度検討し詳細な予定を整理して提示すること。
  - 津波等の強度に関する説明書について、基本方針等、早期に優先的に説明すべき事項を整理して提示すること。
  - 土木建築関係等の耐震計算書の説明について、より詳細な時期及び内容を示すこと。
  - 強度計算に関して、技術基準規則第 55 条の「ただし書き」を適用する設備や技術基準規則解釈と同等以上の保安水準を適用する設備等について、その設計の妥当性が論点となるため整理して提示すること。
  - 耐震設計の基本方針について、床応答曲線の設定や設計上想定するばらつき等の考え方を整理して当該項目の説明の最初に提示すること。

○補足説明資料の一覧は、先行プラントを参考に不足がないか、また、東海第二で新たに  
必要なものがあるか、整理して提示すること。

○具体的なヒアリングの進め方について、申請者の考えを整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 工認審査体制（案）
- ・東海第二発電所 工認ヒアリング 年間スケジュール表（案）
- ・東海第二発電所 工認補足説明資料リスト（耐震）（案）
- ・東海第二発電所 工認補足説明資料リスト（津波・強度）（案）